

# 院内感染対策に関する取組事項

## 1. 院内感染対策に関する基本的考え方

当院では、患者さんを始めとする来訪者や全職員を病院感染から防御し、安全で質の高い医療を提供するために病院全体で院内感染防止対策を実践します。

## 2. 院内感染対策のための組織に関する基本事項

当院では、感染防止委員会を設置し毎月2回会議を行い感染防止対策に関する事項を検討します。また、院内感染防止対策に関する研修を受けた職員を中心に医療職種で構成する感染制御チームを設置し感染防止対策の実務を行います。

## 3. 院内感染対策のために従事者に対する研修に関する基本方針

全職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術の向上を図るため、全職員を対象とした研修会を年2回以上行います。

## 4. 感染症の発生状況の発生に関する基本方針

法令に定められた感染症届出の他、院内における耐性菌等に関する感染情報レポートを作成し、感染防止対策チームでの検討及び現場へのフィードバックを実施します。

## 5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生または疑われる場合は、感染制御対策チームが感染対策に速やかに対応します。また、必要に応じ、協力体制にある地域の他医療機関や保健所と速やかに連携し改善を講じます。

## 6. 患者さん等に対する情報提供に関する基本方針

院内感染防止対策に関する取組事項を院内掲示するとともに、院内感染防止指針について患者さん及びご家族から閲覧の求めがあるときにはこれに応じます。

## 7. 抗菌薬適正使用の推進に関する基本方針

感染制御チームは感染情報レポートを適宜利用し抗菌薬の適正使用を推進します。

## 8. その他の院内における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染防止対策推進のため「院内感染防止対策マニュアル」を作成し、全職員への周知徹底を図るとともに、常に新しい情報を収集しマニュアルの見直しを行います。